

赤穂市 保育施設利用調整基準表

○基本点数

1. 就労			父	母	3. 保護者の疾病・障がい			父	母		
外勤・内勤(被雇用)	就労日数 20日以上	就労時間 7時間以上	28	28	疾病など	入院		30	30		
		就労時間 5時間以上7時間未満	25	25		居宅内	常時病臥	28	28		
		就労時間 4時間以上5時間未満	22	22			通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育不能と診断されている	24	24		
	就労日数 18～19日	就労時間 7時間以上	25	25	障がい	①	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けている	28	28		
		就労時間 5時間以上7時間未満	22	22			②	身体障害者手帳3～4級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B1の交付を受けている	24	24	
		就労時間 4時間以上5時間未満	19	19				③	身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている	18	18
	就労日数 16～17日	就労時間 7時間以上	22	22	4. 親族の介護・看護					父	母
		就労時間 5時間以上7時間未満	19	19	入院付添(入退院時のみ付き添いは除く)					25	25
		就労時間 4時間以上5時間未満	16	16	介護等	介護等の対象者	要介護5相当(寝たきり)	25	25		
	就労日数 20日以上	就労時間 7時間以上	25	25			要介護3～4相当	20	20		
		就労時間 5時間以上7時間未満	22	22			要介護1～2相当	10	10		
	就労日数 18～19日	就労時間 7時間以上	22	22	介護等	介護等の対象者	上記区分①の障がい等級	25	25		
就労時間 5時間以上7時間未満		19	19	上記区分②の障がい等級			20	20			
就労時間 4時間以上5時間未満		16	16	上記区分③の障がい等級			10	10			
就労日数 16～17日	就労時間 7時間以上	22	22	5. 災害復旧					父	母	
	就労時間 5時間以上7時間未満	19	19	家屋等の災害					30	30	
	就労時間 4時間以上5時間未満	16	16	6. 求職活動中					父	母	
自宅外自営中心者	就労日数 20日以上	就労時間 7時間以上	22	22						5	5
		就労時間 5時間以上7時間未満	19	19	7. 就学(職業訓練)					父	母
		就労時間 4時間以上5時間未満	16	16	通学・職業訓練	週5日以上		13	13		
	就労時間 7時間以上	20	20	週4日 または通信制		10	10				
	就労日数 18～19日	就労時間 7時間以上	20	20	8. その他 児童福祉の観点から保育の必要性が高い					父	母
		就労時間 5時間以上7時間未満	17	17	虐待やDVのおそれ 別途内容相談の上、加点					※	※
就労時間 4時間以上5時間未満		14	14	育児休業前に保育施設を利用しており育児休業取得後も引き続き保育が必要					※	※	
就労日数 16～17日	就労時間 7時間以上	18	18	その他 要保護等支援が必要					※	※	
	就労時間 5時間以上7時間未満	15	15	○優先利用・利用調整点数							
	就労時間 4時間以上5時間未満	12	12	単身赴任					2		
自宅内自営中心者	就労日数 20日以上	就労時間 7時間以上	24	24	母子・父子家庭・祖父母等養育家庭					15	
		就労時間 5時間以上7時間未満	22	22	生活保護世帯(就労で自立を目指す場合に限る)					5	
		就労時間 4時間以上5時間未満	19	19	児童本人の障がい	1級～2級・療育手帳A		10			
	就労時間 7時間以上	19	19	3級～6級・療育手帳B		8					
	就労日数 18～19日	就労時間 7時間以上	17	17	育児休業明け(再就職を除く)					5	
		就労時間 5時間以上7時間未満	14	14	希望施設に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる					-20	
就労時間 4時間以上5時間未満		14	14	きょうだい同時利用希望・きょうだい利用中、もしくは多子世帯					5		
就労日数 16～17日	就労時間 7時間以上	14	14	保育所等を利用中(前年度第1希望・兄弟利用施設への移行希望)					5		
	就労時間 5時間以上7時間未満	12	12	同居の祖父母(65歳未満)の保育協力可能					-5		
	就労時間 4時間以上5時間未満	9	9	同一敷地に居住する祖父母(65歳未満)の保育協力可能					-4		
自宅内自営協力者・内職	就労日数 20日以上	就労時間 7時間以上	17	17	同一中学校区に居住する祖父母(65歳未満)の保育協力可能					-3	
		就労時間 5時間以上7時間未満	15	15	申込児童以外の					-2	
		就労時間 4時間以上5時間未満	12	12	同居者が保育					-1	
	就労日数 18～19日	就労時間 7時間以上	15	15	別居者が保育					-1	
		就労時間 5時間以上7時間未満	13	13	フルタイム保育士として市内施設に勤務					10	
		就労時間 4時間以上5時間未満	10	10	利用申込み時に保育料を滞納している世帯					-5	
就労日数 16～17日	就労時間 7時間以上	13	13	その他特に考慮すべき事情がある場合					※		
	就労時間 5時間以上7時間未満	11	11								
	就労時間 4時間以上5時間未満	8	8								
2. 妊娠・出産				母							
				25							

○点数が同じ場合の優先順位

1 当該保育所の希望順位が高い。
2 別居している祖父母住所と自宅の距離が離れている。
3 基本点数が高い。
4 市内・近接地(隣接する市町)以外の勤務先である。
5 自宅から勤務地までの直線距離が長い。
6 子どもの人数が多い。
7 前年度の市区町村民税額が低い。

○点数

基本点数 (1人当たり点数)	
優先・調整点数	
合計点数	